### 医学生が臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会 開催要綱

### 1. 趣旨

令和3年5月21日に成立した、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)において、医師法の改正が行われ、共用試験に合格した医学生は、臨床実習において医師の指導監督の下、医業を行うことができることとされた。

共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認しているものであり、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識・技能を確認する医師国家試験とは内容が異なるため、医師の指導監督の下であるとしても、医学生が臨床実習において行うことができる医業の範囲を制限することは、医療安全や学生保護等の観点から必要であり、政令において、当該範囲を制限することとしている。

本検討会は、医学生が臨床実習で行うことができる医業の範囲について検討し、整理することを目的に開催する。

#### 2. 検討事項

共用試験に合格した医学生の臨床実習において、医学生が行うことができる医業の範囲を検討する。

#### 3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

#### 4. 運営等

- (1) 本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成し、会議資料とともに厚生労働省ホームページに公表する。
- (4) 本検討会の庶務は、医政局医事課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、本検討会において定める。

# 医学生が臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会 構成員名簿

## ※敬称略

氏 名	所属	役職
4-1-1-1-7-4-4		
なかや はるあき 中谷 晴昭	千葉大学	理事・副学長
	医道審議会医師分科会	分科会長
こうじもと みわ 柑 本 美和	東海大学法学部法律学科	教授
はしもと しょう 橋本 省	日本医師会	常任理事
	国立病院機構仙台医療センター	名誉院長
あまの しんすけ 天野 慎介	一般社団法人全国がん患者団体連合会	理事長
こにし やすひこ 小西 靖彦	日本医学教育学会	理事長
	京都大学大学院 医学研究科 医学教育・国	教授
	際化推進センター	
こくど のりひろ 國土 典宏	国立国際医療研究センター	理事長
	医師分科会	委員
	医師臨床研修部会	部会長
ふくい つぐゃ 福井 次矢	学校法人東京医科大学 東京医科大学茨城	病院長
	医療センター	
	文部科学省科学技術・学術政策研究所	客員研究官
	卒後臨床研修評価機構	理事・人材育成委員長
	京都大学	名誉教授